

資料編

1 第6期帯広市地域福祉実践計画策定までの経過

年 月 日	内 容
令和元年9月2日	第1回計画策定プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定プロジェクト会議の設置について ・計画策定スケジュールについて ・策定委員会の設置について ・計画策定に係る情報収集について ・事務事業評価の実施について
令和元年9月13日	第2回計画策定プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施について ・事務事業評価について ・第1回策定委員会の開催について
令和元年9月18日	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会の設置について ・第三期帯広市地域福祉計画（骨子）について ・第6期帯広市地域福祉実践計画（骨子たたき台）について ・市民アンケート調査の実施概要について ・事務事業評価（第5期帯広市地域福祉実践計画に対する総合評価）について ・第6期帯広市地域福祉実践計画策定スケジュールについて ・第6期帯広市地域福祉実践計画策定に係る意見交換会の実施について
令和元年9月26日 ～10月18日	事務事業評価の実施
令和元年10月9日 ～11月1日	市民アンケート調査の実施
令和元年11月25日	第3回計画策定プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について ・事務事業評価について（第5期計画の総合評価） ・第6期帯広市地域福祉実践計画（原原案）について ・第2回策定委員会について
令和元年11月28日	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果について ・事務事業評価について（第5期計画の総合評価） ・第三期帯広市地域福祉計画（原案） ・第6期帯広市地域福祉実践計画（原原案）について ・今後の策定スケジュールについて

令和2年1月16日	第4回計画策定プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との意見交換会について
令和2年1月20日	意見交換会（帯広市関係課） 社会課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課、保護課、健康推進課、市民活動推進課
令和2年1月21日	意見交換会（障害者団体） 帯広市手をつなぐ育成会、帯広ろう者協会、帯広身体障害者福祉協会、帯広肢体不自由児者こまどり父母の会、帯広地区ことばを育てる親の会
令和2年1月22日	意見交換会（地域福祉団体） 帯広市町内会連合会、北海道民生委員児童委員連盟帯広支部、帯広市老人クラブ連合会
令和2年1月23日	意見交換会（帯広ボランティア連絡協議会加盟団体） 帯広更生保護女性会、視覚障がい者朗読ボランティアかっこの会、帯広グルッペ手話の会、帯広手話サークル「手と手」、帯広検察審査協会、帯広ボランティア連絡協議会
令和2年1月27日	意見交換会（地域交流サロン） お茶の間わいわいくらぶ、西帯ゆうゆうサロン、西10号ふれあいサロン、東あいあいサロン、大正・愛国ほのぼのサロン、啓西にこにこサロン、北親ふれあいサロン、ふれあい北サロン、光南ほほえみ倶楽部、柏林ハッピーサロン、栄いいともサロン、ひまわりサロン、コスモスサロン、清川ふれあい広場、白樺ふれあいサロン、サロンつどい、ほがらかサロン28、啓親すずらんサロン、豊成サロンさくら、森の里ふれあいサロン
令和2年2月4日	第5回計画策定プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会結果集約について ・計画（原案）について ・第3回策定委員会について
令和2年2月6日	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との意見交換会結果集約について ・計画原案について ・今後のスケジュールについて
令和2年3月9日	第4回策定委員会（書面開催） 新型コロナウイルス感染拡大が懸念されている状況を鑑み、書面開催とした。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画（原案）に対する社協理事・評議員からの意見募集結果等の反映事項について ・第6期帯広市地域福祉実践計画（案）について

2 第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 設置要領

- 1 目的 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会の第6期帯広市地域福祉実践計画の策定に関し広く市民からの意見・提言などを求め、計画に反映させることを目的として、第6期地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。
 - 2 業務 策定委員会は、第5期帯広市地域福祉実践計画の総括を踏まえ、第3期帯広市地域福祉計画との整合性を図りながら、令和2年度から5か年間の帯広市社会福祉協議会の事業の指針となる「第6期帯広市地域福祉実践計画」を策定するものとする。
 - 3 委員構成
 - (1)策定委員会は、委員12名をもって構成する。
 - (2)委員は帯広市社会福祉協議会の理事・評議員及びその他の中から選任し、会長が委嘱する。
 - (3)策定委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。
 - (4)策定委員会は、委員長が招集する。
 - (5)委員長は、議長として会議を主宰する。
 - 4 任期 委員の任期は、委嘱日より令和2年3月31日までとする。
 - 5 庶務 委員会の庶務は、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会地域福祉課が行う。
 - 6 補則 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定めるものとする。
- 附則 この要領は、令和元年9月1日から施行する。



第1回策定委員会（帯広市保健福祉センター 別館2階 多目的ホール）

3 第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

NO	氏名	所属	選出区分
1	久保 竹雄	帯広市町内会連合会 副会長	理事
2	眞田 清	NPO 法人肢体不自由児者生活サポートセンターぽてとハウス	理事
3	嶋崎 秀司	緑栄ゆうあいサロン 代表	評議員
4	◎杉野 全由	社福) 帯広太陽福祉会 特別養護老人ホーム太陽園 施設長	理事
5	鈴木 敏市	帯広市老人クラブ連合会 会長	副会長
6	千葉 養子	帯広市NPO28サポートセンター 顧問	評議員
7	鳴海 亮	帯広ボランティア連絡協議会 副会長	その他
8	保前 明美	放課後子ども広場 よんかけサポーターズクラブ 代表	理事
9	松田 安巨	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 支部長	理事
10	三上 雅丈	帯広生活支援センター 所長	その他
11	吉村 典子	社福) 帯広市社会福祉協議会 副会長	副会長
12	若菜 順	WEW とかち 代表	その他

◎は委員長

* 所属については令和元年9月1日現在

4 第6期帯広市地域福祉実践計画 計画策定プロジェクト会議委員名簿

NO	氏名	職名
1	大久保 良信	常務理事・事務局長
2	瓜屋 昭範	事務局次長
3	谷尾 淳	総務担当次長
4	東堂 秀胤	地域福祉担当次長
5	大東 忠史	成年後見支援センター所長
6	富原 慎	地域福祉課長補佐
7	米森 恒樹	地域福祉課係長
8	黒田 泰好	総務課主査
9	金井 正樹	在宅福祉課長補佐
10	柴田 聡美	成年後見支援センター主任

5 関係法令等

(1) 社会福祉法（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【ポイント1】 *改正社会福祉法（平成30年4月施行）

- 地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」（第4条第1項）に加えて、新たに推進方策として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

【ポイント2】

- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」が定められました。(法第6条第2項)

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

【ポイント3】

- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につながることが努力義務とされました。(法第106条の2)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

【ポイント4】

- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」が定められ、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。(法第106条の3)

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第八十条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第六十条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

【ポイント5】 (法第107条、108条)

- 地域福祉(支援)計画の策定が「努力義務」とされました。
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。
- 定期的に、その策定した地域福祉(支援)計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCAサイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(2) 地域共生社会の実現に向けた動向について

令和元年7月19日 厚生労働省が「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 中間とりまとめ(概要)を公表。

以下、主要部分を抜粋して作成。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進について

1 福祉政策の新たなアプローチ

一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

○福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具える

- ・ 断らない相談支援
- ・ 参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

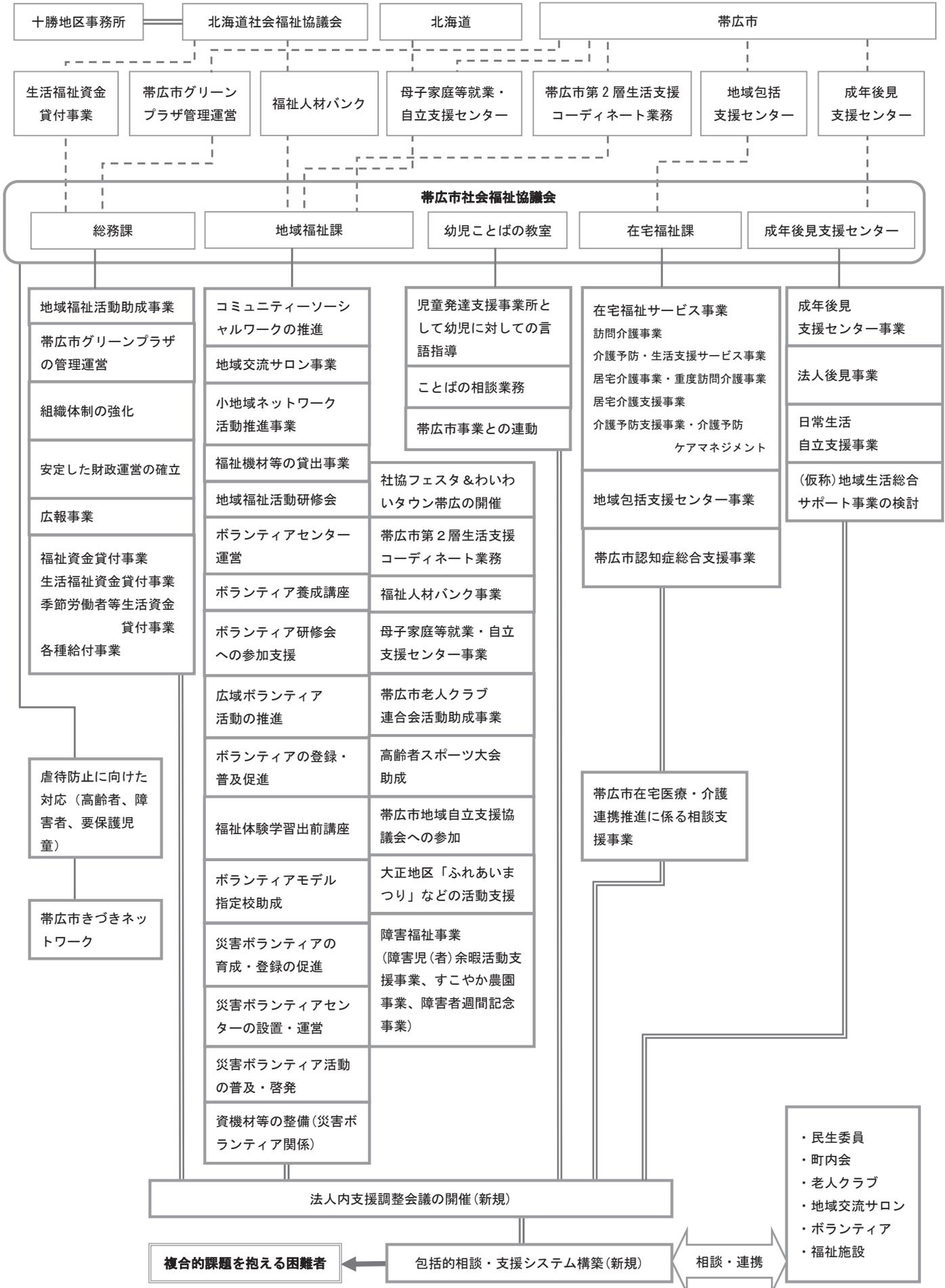
(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

○地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築

3 今後の主な検討項目

- ・ 参加支援の具体的内容
- ・ 広域自治体としての都道府県の役割
- ・ 包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・ 保健医療福祉の担い手の参画促進

6 帯広市社会福祉協議会 事業体系図



7 帯広市社会福祉協議会 組織図

(令和元年3月1日現在)

理事会 (17名)

任期: 令和元年6月26日～令和3年6月

職名	選出団体	人数
会長	帯広心身障害者(児)育成会	1名
副会長	学識経験者(青少年育成関係)	1名
	学識経験者(福祉教育者)	1名
	帯広市老人クラブ連合会	1名
理事	帯広市社会福祉協議会	1名
	帯広市町内会連合会	1名
	帯広ボランティア連絡協議会	1名
	帯広市共同募金委員会	1名
	帯広市社会福祉施設連絡協議会	1名
	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	1名
	帯広市	1名
	学識経験者	6名
合 計		17名

監事(3名)

選出団体等	人数
北海道税理士会帯広支部	1名
学識経験者	2名
合 計	3名

評議員会(33名)

任期: 平成29年4月1日～令和3年6月

区分	選出団体	人数	
評議員	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	1名	
	帯広心身障害者(児)育成会	1名	
	帯広市町内会連合会	1名	
	帯広市老人クラブ連合会	1名	
	帯広市社会福祉施設連絡協議会	1名	
	帯広更生保護女性会	1名	
	帯広市つくし会	1名	
	北海道社会福祉会十勝地区支部	1名	
	帯広市婦人団体連絡協議会	1名	
	帯広地区保護司会	1名	
	日本赤十字社帯広市地区	1名	
	帯広市共同募金委員会	1名	
	帯広ボランティア連絡協議会	1名	
	帯広市PTA連合会	1名	
	帯広市戦没者遺族会	1名	
	北海道難病連十勝支部	1名	
	国際ソロプチミスト帯広	1名	
	国際ソロプチミスト帯広みどり	1名	
	(特非)十勝障害者サポートネット	1名	
	(特非)帯広NPO28サポートセンター	1名	
	帯広大正農業協同組合	1名	
	帯広市川西農業協同組合	1名	
	(株)十勝毎日新聞社	1名	
	帯広商工会議所	1名	
	帯広市	1名	
	(一社)帯広消費者協会	1名	
	学識経験者	7名	
	合 計		33名

各種運営委員会

貸付資金運営委員会	第三者委員会	評議員選任・解任委員会
-----------	--------	-------------

関連団体

帯広市老人クラブ連合会	帯広市共同募金委員会
-------------	------------

事務局

事務局長				
事務局次長	担当次長	担当次長	所長	
在宅福祉課	幼児ことばの教室	総務課	地域福祉課	支援センター 成年後見

8 用語集

※計画内での用語の意味として解説しています。

用 語	解 説
【あ 行】	
愛情銀行 (26、58、60 ページ)	帯広市社会福祉協議会に寄せられる市民からの寄付（金銭や物品）の窓口として、皆様からの善意をお預かりし福祉向上のために活用するという意味から、この名称を用いている。
アウトリーチ (47 ページ)	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。または公的機関などが行う地域への出張サービスのこと。
NPO (8 ページ)	営利を目的としない民間組織（非営利団体）。
【か 行】	
きづきネットワーク (23、24、43 ページ)	高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り体制の強化に向け、行政、民間事業者、医療機関、団体などの関係機関の連携を図るもの。
協議会 (52 ページ)	被後見人やその関係者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
協議体 (33、38 ページ)	多様な主体を巻き込みながら、住民主体の活動を創出し、地域全体へ広げていくための体制及び機能として、日常生活圏域ごとに設置するもの。
ケアマネジメント (42 ページ)	ケアマネジメントとは、社会生活上での複数のニーズを充足させるために適切な社会資源を結びつける援助方法。介護保険制度においては、要支援または要介護認定を受けた方を対象に介護支援専門員が介護保険サービス等を受けるのに必要な連絡調整、相談助言、ケアプラン作成などを行ういわば介護保険の入り口となるサービスのことをいう。
権利擁護 (23、51 ページ)	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利擁護やニーズ表明を支援し、代弁すること。
【さ 行】	
災害時要援護者 (25 ページ)	在宅の高齢者や障害のある人、妊婦など、災害発生時に安全な場所への避難が自力では困難で、回りの人の支援が必要な人のこと。
災害ボランティアセンター (25、37 ページ)	災害時のボランティア活動を円滑に進めるための活動拠点及び活動の調整を行うコーディネート組織。

用 語	解 説
市民後見人 (10、11、49 ページ)	一般の市民が成年後見制度の仕組みについて学び、後見人としての役割を担う人。
自立相談支援センターふらっと (14 ページ)	生活困窮者等の多様で複合的な相談に対応する窓口で、社会福祉法人が帯広市の委託を受けて、西6南6ソネビル内に開設している。
生活支援コーディネーター (38 ページ)	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
成年後見制度 (48、49 ページ)	認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が不十分な人を支援するため、本人に代わって法律行為を行う人、または本人による法律行為を手助けする人を家庭裁判所が選任する民法上の制度。
【た 行】	
第2層生活支援コーディネーター業務 (30、33 ページ)	<p>生活支援コーディネーター業務は、第1層は帯広市全域を、第2層は日常生活圏域（中学校区域等）を対象とし、圏域内の高齢者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるよう、既存の社会資源を把握し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有やサービス提供主体の連携体制づくりなどネットワーク構築を進めている。</p> <p>帯広市社会福祉協議会では、平成29年度より「川北日常生活圏域」の第2層生活支援コーディネーター業務を受託しており、帯広未来づくり広場（協議体）を開催するなど地域住民との情報共有やネットワーク構築を図っている。</p>
ダブルケア (44 ページ)	介護と子育てを同時に抱えて負担が過重になっている状態のこと。
地域ケア会議 (13、45 ページ)	行政や地域包括支援センターが主催する、高齢者への支援の充実や社会基盤の整備などを進めるための会議。
地域共生社会 (1 ページ)	制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

用 語	解 説
地域交流サロン (22、32 ページ)	地域に住む誰もが気軽に参加でき、交流や親睦を深め、楽しくふれあうことができる場。
地域自立支援協議会 (45、53 ページ)	地域における障害福祉等の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。
地域福祉 (4、19 ページ)	地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え。
地域包括支援センター (13、23、38、41、51 ページ)	高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であり、帯広市では 8 つの日常生活圏域において、それぞれ設置されている。
地域包括ケアシステム (23、47 ページ)	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築実現を目指すもの。
【な 行】	
日常生活圏域 (5、31、33、35、38、41、45、55 ページ)	高齢者が必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位であり、帯広市では、東、川北、鉄南、西、広陽・若葉、西帯広・開西、南、川西・大正の 8 圏域としている。
ノーマライゼーション (27、53、54 ページ)	障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方。
【は 行】	
8050 問題 (44、46 ページ)	50 代のひきこもりの子を 80 代の親が養い、生活困窮や当事者の社会的孤立が課題となっている。
法人後見 (10、11、23、24、30、48、49 ページ)	社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

用 語	解 説
【ま 行】	
民生委員・児童委員 (1、8、9、31、46、 47 ページ)	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。</p> <p>児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。</p>
【ら 行】	
リスクマネジメント (26、59 ページ)	<p>リスクを組織的に管理 (マネジメント) し、損失などの回避または低減をはかるプロセスをいい、各種の危険による不測の損害を最小の費用で効果的に処理するための経営管理手法である。</p>
【わ 行】	
ワークライフバラン ス (59 ページ)	<p>働く人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。</p>